### 第二二回

### 参第二五号

公職選挙法の一部を改正する法律(案)

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百六十六人」を「四百八十人」に改める。

第十三条第二項ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

- 3 一の選挙区の区域内において市町村の廃置分合又は町村を市とし、市を町村とし、村 を町とし、若しくは町を村とする処分があつても、選挙区は、なお従前の区域による。
- 4 二以上の選挙区の区域にわたつて市町村の廃置分合又は境界変更がある場合(その区域が一選挙区とされている市が当該廃置分合に因つて他の市町村に属するに至つた場合を除く。)においては、第二項の規定にかかわらず、選挙区の区域は、これに伴つて変更する。この場合において、あらたに設置された市又はあらたに設置され二以上の選挙区にその区域を分つている郡に所属することとなつた町村の属すべき選挙区は、関係区域における議員一人当りの人口、関係選挙区に属していた者で当該市町村に属するに至つたものの数その他の事情を考慮して、内閣総理大臣が定める。
- 5 その区域が一選挙区とされている市が廃置分合に因つて他の市町村に属するに至つたときは、選挙区は、なお従前の区域による。

第十五条の二第一項中「第二項但書」を「第四項」に改める。

第九十三条第一項第一号中「五分の一」を「八分の一」に改める。

第九十七条第二項中「衆議院議員、」を削り、同条第三項中「地方公共団体の長」を「衆議院議員及び地方公共団体の長」に改める。

第百十二条第一項中「衆議院議員、」を削り、同条第二項中「地方公共団体の長が欠け 又は」を「衆議院議員に欠員が生じた場合又は地方公共団体の長が欠け若しくは」に改め る。

第百十三条第一項各号列記以外の部分中「第一項、第三項及び第四項」を削り、「その議員の欠員の数が」を「衆議院議員の場合にあつては欠員が生じたときは常に、その他の議員の場合にあつてはその欠員の数が」に改め、同項第一号を次のように改める。

#### 一 削除

第百十三条第三項各号列記以外の部分中「衆議院議員、」を削り、同項第一号を次のように改める。

# 一削除

第百四十二条第一項第二号中「当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には一万五千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すごとに三千枚を一万五千枚に加えた数」を「一千枚に当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数から一を減じた数を乗じて得た数を一万五千枚に加えた数」に改める。

第百四十四条第一項第三号を次のように改める。

三 参議院(地方選出)議員及び都道府県知事の選挙にあつては、公職の候補者一人について、一千枚に当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数から一を減じた数を乗じて得た数を八千枚に加えた数

第百六十四条の二第一項中「本条中」を「本条第二項から第六項までにおいて」に、「六十回」を「、衆議院議員の候補者にあつては五十回以内、その他の候補者にあつては 六十回」に改める。

別表第一を次のように改める。

## 別表第一

```
選挙区
北
   海
                                      議員数
      道
       X
          札
              幌
                 市
                                         二人
          江
              別
                  市
       X
                                         一人
          石狩支庁管内
      X
                                         一人
 第
          小
              樽
    四
 第
      X
          後志支庁管内
                                         一人
          渡島支庁管内
 第
                                         二人
    五
      X
          檜山支庁管内
                                         一人
 第
    六
              館
      \overline{\times}
          拯
                  市
          夕
              張
                  市
          岩見沢市
          美
              唄
                  市
          空知支庁管内のうち
            夕張郡
                                         二人
 第
    七
       X
            空知郡三笠町
                  栗沢町
                  幌向村
                  北 村
          芦
              別
                  市
              平
                  市
          空知支庁管内のうち
            樺戸郡
           雨竜郡
                                         二人
 第
      X
            空知郡 砂川町
    八
                  上砂川町
                  奈井江町
                  滝川町
                  江部乙町
                  音 江 村
                  歌志内町
```

第九区	旭 川 市 市のででは、 市ののででである。 市ののでででである。 でのである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でのである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でのである。 でで、 でで、 でである。 でである。 でである。 でである。 ででもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもで	二人
第十区	勇留稚士 留宗上川川 郡市市市市内内の 和剣庁庁管内の 和剣朝風名下げ管 内の 和剣朝風名下町村村町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	二人
第 十 一 区	網 走 市 北 見 市 紋 別 市 網走支庁管内 釧 路 市	二人
↓ 第十二区	釧路国支庁管内のうち 阿寒郡 釧路郡 川上郡 厚岸郡	一人
第十三区	根室支庁管内 帯 広 市 十勝支庁管内 釧路国支庁管内のうち 白 糠 郡	二人

(第十四区	苫 小 牧 市 胆振支庁管内のうち 勇 払 郡 日高支庁管内 室 蘭 市	一人
第十五区	世 服 世 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明	一人
青森県	<b>主 木 士</b>	
{ 第 一 区	青  森  市 東 津 軽 郡	一人
第二区	五 所 川 原 町 西 津 軽 郡 北 津 軽 郡	一人
∮ 第 三 区	弘 前 市中 中津 軽 郡	一人
₹ 第四区	黒 石 市 南 津 軽 郡	一人
第五区	下 北 郡 上 北 郡 野辺地町 甲 地 村 六ケ所村 横 浜 村	一人
第六区	八	二人
\ 岩	下田村 盛 岡 市 岩 手 郡 紫 波 郡 花 巻 市 北 上 市	一人 一人 一人
	和	, ,

,					
{	第	四	X	水 沢 市 胆 沢 郡 江 刺 郡	一人
$\left\{ \right.$	第	五	X	一 関 市 西 磐 井 郡 東 磐 井 郡	一人
	第	六	X	大船       渡市         陸前       市         釜       野市         宮       市         気       仙       郡         上       閉       伊         下       閉       伊	二人
{	第	七	X	カ	一人
宮	第	城 —	県区	一 / f <sup>**</sup> 仙 台 市 塩 釜 市	二人
{	第	Ξ	X	宮 城 郡 黒 川 郡	一人
	第	Ξ	X	白     石     市       名     取     郡       柴     田     郡       川     具     郡       豆     田     郡       豆     田     郡	二人
	第	四	区	豆     理     郡       古     川     市       遠     田     郡       志     田     郡	一人
{	第	五	X	石	一人
$\left\{ \right.$	第	六	X	気 仙 沼 市 本 吉 郡 登 米 郡	一人 一人 一人 一人
$\left\{ \right.$	第	七	X	玉 造 郡 栗 原 郡	一人
秒	第	田 一	県区	秋 田 市 男 鹿 市	一人
{	第	=	X	南 秋 田 郡 河 辺 郡	一人

			能 代 大 館	市		
第	Ξ	X	山 本 北 秋 田	市郡郡		二人
{第	四	X	鹿 角 大 曲 仙 北	郡市郡		一人
第	五	X	横 手 湯 沢 平 鹿	市 市 郡		二人
{第	六	X	雄 勝 本 荘 由 利	郡 市 郡		一人
山 第 (	形 一	県区	山 形上 山	市市		一人
第	=	区	村寒村村山江山山山山山	市市郡郡郡		二人
第	Ξ	X	北 村 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八	郡市市郡郡郡	東根町	二人
第	四	X	新 庄 最 上 北 村 山	市 郡 郡	大石田町 尾花沢町	一人
第	五	X	酒田市 飽海郡 東 田 川	郡	立 川 町余 目 町	一人
第	六	X	鶴 岡 西 田 川 東 田 川	郡郡	朝日村村 川村町 馬町	一人
福 { 第	島	県 区	福 島 信 夫	市郡		一人

	第	=	X	伊相原	達馬町	郡市市		一人
	第	Ξ	X	相双	葉	郡郡	葛 尾 村津 島 村 苅 野 村 大 堀 村	一人
	第	四	X	平常盤内石羽	磐城郷城	市市市市郡郡		一人
	第	五	区	双	葉	郡	久大広 木龍 田 州 村 町 村 町 村 町 村 町 村 町 村 町 村 町 村 町 村 町 村	一人
{	第	六	X	白東西郡	河 白 川 白 河 山	市郡郡市	大熊町	一人
	第	七	X	須安安岩	賀 川 達 積 瀬	市郡郡郡郡		二人
{	第	八		田 石	村 川	郡 郡		一人
$\left\{ \right.$		九		北 河	津 若 松 会 津 沼	市 郡 郡		一人 一人 一人
{	第 : 第	+	X	喜 耶	多 第 第 紹 会 名	市 郡		一人
{	第一	+ -	X	大 南	沼 全津	郡 郡		一人

茨	城	県		
			水 戸 市 東 茨 城 郡 常 澄 村 石 崎 村 赤 塚 村 内 原 村	
第	_	X	飯 富 村 館 富 村 常 北 町 桂 村 御前山村 大 洗 町	一人
第	Ξ	X	西 茨 城 郡 東 茨 城 郡   茨 城 町 小 川 町 竹 原 村 堅 倉 村	一人
第	Ξ	X	日 立 市 高 萩 市 常 陸 大 田 市 多 賀 郡 久 慈 郡	二人
<b>第</b>	四	X	那 珂 湊 市 勝  田  市 那  珂  郡	一人
第	五	X	鹿 島 郡 行 方 郡 土 浦 市	一人
第	六	X	工	一人
第	七	X	龍ケ崎市稲 親郡	一人
{第	八	X	北 相 馬 郡 筑 波 郡	一人
第		X	古 河 市 猿 島 郡 結 城 市	一人
第			水海道市	一人 一人 一人 一人
第	+ -	· 🗵	結     城     郡       下     舘     市       下     妻     市       真     壁     郡	
栃	木 一	県 区	宇都宮市河内郡	二人

,						
				大	田原	市
\	第	=	X	塩	谷	郡
ĺ				那	須	郡
<b>∫</b> §	第	Ξ	X	真	畄	市
[ ]	-13	_	<u></u>	芳	賀	郡
				鹿	沼	市
{ }	第	四	X	今	市	市
1	-13	П	<u></u>	日	光	市
ĺ				上	都賀	郡
ſ				栃	木	市
{ ĝ	第	五	X	小	山	市
ļ				下	都賀	郡
ړ ∫	第	<u> </u>	▽	佐	野	市
) 5	ᅒ	六	X	安	蘇	郡
ءِ اُ	**		▽	足	利	市
1 5	第	七	X	足	利	郡
群		馬	県			
ſ				前	橋	市
] _	<b>*</b>		▽	沼	田	市
1 5	第	_	X	利	根	郡
l				勢	多	郡
ſ				高	崎	市
				富	岡	市
\ <u>\$</u>	第	_	X	藤	岡	市
	- 1-5			多	野	郡
				甘	楽	郡
ĺ				群	馬	郡
1 9	第	Ξ	X	碓	氷	郡
				渋	川	市
ي إ	第	四	X	北	群馬	郡
5	ᅪ	ഥ				
ر				吾	妻	郡
\ <b>9</b>	第	五	X	伊佐	勢崎	市
(				佐	波田	郡
}	第	六	X	太	田田田	市
				新	田 **	郡士
}	第	七	X	舘	林	市
(				邑	楽	郡士
}	第	八	X	桐	生田	市
Ĺ				山	田	郡

埼 <i>(</i>	玉	県	浦 和	市		
第	_	X	大 宮 北 足 立	市郡	蕨 町 戸 美 町 町 町 村 町 町 町 村 町 村	二人
第	Ξ	X	川 口北 足 立	郡	草 加 町 安 行 村 戸 塚 村 鳩ケ谷村	一人
第	Ξ	区	鴻 巣 北 足 立 	市郡	与上伊桶北吹志大宗水野尾奈川宿本上木和岡谷町村町村町町村町村村村村村村村村村村村村村村村村村村村	一人
(第	四	X	東 松 山 比 企 大 里	市 郡 郡	大 里 村 江 南 村	一人
第	五	X	行 田 加 須 羽 生 北 埼 玉	市市市郡	/ <u></u> 113 13	一人
第		X	春 日 部 北 葛 飾 岩 槻	市郡		一人
€ 第	七	X	岩 槻 南 埼 玉	市 郡		一人

第	八	X	熊深本児大	谷谷庄玉里	市市市郡郡	妻 沼 町 豊 里 村 岡 本 村 恵 村 寄 居 町	二人
(第	九	X	秩 秩 川	父父越	市郡市	-5 /id -5	一人
第	+	X	;所飯狭入	沢能山間	市市市郡		二人
÷	葉	県					
第	_	X	千千船	葉 葉 橋	市郡市		一人
第	=	X	習 印	志 野 旛	市 郡	四街道町	一人
第	Ξ	X	市 松 東	川 戸 葛 飾	市市郡	浦 安 町 南行徳町	一人
第	四	X	野柏東	葛飾	市市郡	鎌ケ山田間川木二関布湖 で山田間が川宿佐北子 で山田間が瀬村町町村町村町村村 ではずず	一人

第	五	X		市市郡	酒八富印白印本布安井町町村村村町村村町村村町村村町町村村町村村町	一人
第	六	X	佐	市市 郡郡郡	千代田村 二 川 村	二人
第	七	X	銚 子 旭 海 上 東 金	市 市 郡 市	横 芝 町	一人
第	八	X	山 武	郡	士 気 町 大網)里町 九十九里町 成 海 沼 町 河 村 町 町 町 町 町	一人
(第	九	X	茂 原 夷 隅 長 生	市 郡 郡	一 宮 町 土 睦 村 長 生 村	一人
第	+ + -	<u>×</u>	館 山 安 房 木 更 津 君 津	市 郡 : 市 郡	白 子 町	一人 一人

第十二区	市原郡	豊 岡 村 本 納 町 長 柄 村 一人 日 吉 村 水 南 町
<ul><li>( ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</li></ul>	千港中新文台墨江品大三八目大世渋中杉豊北荒板練足代 島宅丈 田 安瑁京東田東川庁庁庁 谷 明橋馬立田 管管管	二 人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人
第第二十一	之葛江立武三府昭調北八南青西戸 蔵 多王多 多明 鷹中島布 梅川 鷹中島布 摩子摩 摩区区区市市市市市市市郡市郡市郡	二 一 一 人 一 人

17	第	—	X	鶴見区	一人
$\Big\{$	第	=	X	神 奈 川 区 西 区	一人 一人 一人
$\left\{ \right.$	第	Ξ	X	港 北 区保土ケ谷区	一人
$\left\{ \right.$	第	四	X	中 区 磯 子 区 金 沢 区	一人
$\left\{ \right.$	第	五	X	南 区 戸 塚 区	一人
	第	六	X	川崎市	二人
$\left\{ \right.$	第	七	X	鎌 倉 市 逗 子 市 三 浦 郡	一人
{	第	八	X	横 須 賀 市 三  浦  市	二人
{	第	九	X	藤 沢 市 茅 ケ 崎 市 平 塚 市	一人
{	第	+	X	相 模 原 市 高 座 郡 津 久 井 郡	一人
{	第	+ -	X	厚 木 市 秦 野 市 中 郡 愛 甲 郡	一人
$\left\{ \right.$	第	[十二	X	小 田 原 市 足 柄 上 郡 足 柄 下 郡	一人
新 <i>(</i>		澙	県	新 潟 市	
	第	_	X	中 蒲 原 郡 横 越 村 大江山村 曾野木村 両 川 村	二人
{	第	=	区	<ul> <li>亀田町白根町</li> <li>新津市</li> <li>五泉市</li> <li>東蒲原郡</li> <li>中蒲原郡</li> <li>月田村</li> <li>小須戸町</li> <li>新関村</li> <li>村松町</li> </ul>	一人

神奈川県

第三		村 上 岩 船 北 蒲 原	市郡郡	中 条 町 黒 川 村 築 塚 村 紫雲寺町 加	一人
第四	🗵	新 発 田 北 蒲 原	市郡	乙 安分堀京水笹神長豊佐福思村 村村村村村町村村町村村村町村村町村村町村村町村村町村村	一人
{第五	<u>X</u>	燕 西 蒲 原 三 条	市 郡 市	聖 籠 村	一人
第	X X		市市郡	田上村	一人
〔 { 第 七	; 🗵	長 岡 古 志 見 附	市 郡 市	下 田 村	一人
く 第 ハ	<u>.</u> 🗵	三 島		福島村 大面村 今 町	一人
{第九	, 🗵	刈 羽	市郡	中之島村	一人
第九	· 🗵	小 千 谷	市郡郡		
第十	<b>-</b> ⊠	十 日 町中 魚 沼東 頸 城	市 郡 郡		一人

	第十二		高新中	田 井 頸 坊	市市市郡	妙高々原村 中	
	第十三		直糸西中	江魚類類物	l 市 成 郡	米 山 村 柿 崎 町 一人 潟 町 村 大 瀁 村 明 治 村	
\ {	第十四	I X	両 佐	津渡	市郡	吉 川 町	
富	山 第 一	県 区	富	山	市	一人	
<b>₹</b>	第二	X	魚 黒 下	津 部 新 川	市 市   郡	一人 一人	
<b></b>		X	滑 中 上	新川新川	市   郡   郡	一人	
	第四	X	新 射 婦	湊 水 負	市 郡 郡	一人	
{ 9	第五	X	高氷	日 同 見	市市	一人 一人 一人	
	第六	X	礪 東 西	波 礪 ½ 礪 ½	市 郡	一人	
石	第一	県					
{ 9	第一	X	金 河	沢 北	市 郡	二人	
<b>{</b> €	第二	X	石 能	川 美	郡 郡	一人	

{ 第	Ξ	X	小 松 江 沼	市 郡		一人
第	四	X	七 尾 鹿 島	市 郡		一人
第	五	X	羽 昨 輪 島 珠 洲 鳳 珠	郡市市郡郡郡		一人
福	井	県				
{第	_	X	福 井 足 羽	市 郡		一人
第	=	X	坂 井 吉 田	郡郡		一人
第	Ξ	X	大 勝 大 今 武 生	市市郡郡		一人
第	四	X	鯖 江 丹 生 南 条	市市郡郡		一人
第	五	X	敦 小三 遠去	市市郡郡郡		一人
し 山	梨	旦	大 飯	郡		
第	_	県区	甲府	市		一人
第	=	X	塩 山 山 梨 東 山 梨 東 八 代	市 市 郡 郡		一人
第	Ξ	X	富 士 吉 田 都 留 大 月 南 都 留 北 都 留	市市市郡郡		一人
第	四	X	並   崎     北   巨   摩     中   巨   摩	市郡郡	龍 王 村 野 部 田 河 田 村 町 村 町 村 村 村 村 村 村	一人

第	五	X	西南中	八巨巨	郡郡郡	玉玉昭田白豊若櫛甲村村村村町村村町町町町	一人
長	野	県	=	m7	_		
第	_	X	長 飯	野 山	市 市		一人
第	=	X	上 下	水 内 水 内	郡 郡		一人
第	Ξ	X	須 中 上 下	坂 野 高 井 高 井	市市郡郡		一人
( ( 第	四	X	- 更 埴 上	- A - A - 田	郡郡市		一人
第	五	X	小	1 県	郡	丸長長塩武大和泉室浦青西別中東子保古川石門田田賀里木田所田田町新町村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村	一人

	第	六	X	小北南小	括	市郡郡郡	田滋禰和神豊殿本長傍神中野津 川里城原 陽科村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村	二人
{	第	t	X	諏 岡 諏	訪 谷 訪	市市郡	11 11 1J	一人
{	第	八	X	伊 駒 上	那 ケ 根 伊 那	市市郡		一人
{	第	九	X	飯 下	田 伊 那	市 郡		一人
{	第	+	X	大 北 南	町 安 曇 安 曇	市 郡 郡		一人
۲	第	+ -	X	松 東	本 筑 摩	市 郡		一人 一人
{	第	+ =	X	西西	筑摩	郡		一人
岐	第	阜	県 区	岐	阜	市		— J
				羽	島	市		一人
1	第	=	X	羽 稲	島 葉	郡 郡		一人
{	第	Ξ	X	大安海	垣八津老	市郡郡郡郡		一人
{	第	四	X	養不揖本美	破 斐 巣	郡 郡 郡		一人
{	第	五	X	美山武郡	濃 県 儀 上	市郡郡郡		一人

<b>第</b>	六	X	関 美 濃 加 加 茂 益 田	市 茂 市 郡 郡		一人
第	t	X	多 瑞 注 一 时 一 世 明 世 明 世 世 明 世 明 世 明 世 明 世 明 世 明 世 明			一人
<b>第</b>	八	X	中 津 <i>)</i> 恵 那 恵 那	川 市 市 郡		一人
第	九	X	高 山 大 野 吉 城	市 郡 郡		一人
静	岡	県				
{第	_	X	静 岡 安 倍	市 郡		二人
{第	=	X	清 水 庵 原	市 郡		一人
第	Ξ	X	富士 吉原 富士 富士	市 市 郡		一人
第	四	X	沼 津 駿 東	市 郡	原 町 浮 島 村 清 水 村	一人
第	五	区	三 島 御 殿 <sup>坟</sup> 駿 東	市 市 郡	据須深富高須北小長野山良岡根走郷山泉町村村村村村村村村町村町村	一人
第	六	X	熱 伊 東 田 方 茂	市 市 郡 郡	፲ <b>፡</b>	二人

焼 津 市 七区 藤 枝 市 志 太 郡 島 田 市 {第八区 榛 郡 原 掛 Ш 市 第 九 区 小 笠 郡 周 智 郡 磐 田 市 磐 郡 田 { 第 十 − 区 浜 名 郡 引 佐 郡 第 十 二 区 知 県 浜 松 市 千 種 X {第 − X 東 X 北 X {第二区 西 X 瑞 X 穂 {第 三 区 南 X 中 X {第四区 昭 X 和 第 五 区 中 村 X 中 Ш X 六区 港 X 熱 X 田 津 島 市 七区 海 部 郡 尾 西 市 中島郡西春日井一宮市 八区 九区 葉 栗 郡 犬 山 市 

第十二区	半 田常	市市郡	武 豊 町 小	一人
第十三区	<b>愛</b> 知 知 3	郡郡	阿久比町東大 町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	一人
第十四区	刈   谷     挙   母     碧   海	市 市 郡	лн <i>э</i> гј	一人
( 第十五区	西 加 茂 岡 崎 安 城 碧 南	郡 市 市		一人
第十六区	西 尾 幡 豆 額 田	市 郡 郡		一人
第十七区	豊	市市市郡郡郡		二人
第十八区 三重県	南 設 楽 北 設 楽 東 加 茂 八 名	郡 郡 郡 郡		一人
二 星 宗	津 松 安 濃 一	市 市 郡 郡		二人

<b>第</b>	=	X	鈴 亀 山 鹿 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	市市郡郡		一人
{第	Ξ	X	四 日 市 三 重	市 郡		一人
第	四	X	桑 名 桑 名 异 异	市郡郡		一人
第	五	X	上 野 名 張 阿 山 名	市市郡郡郡		一人
第	六	X	( 多度 例	市	田小滝南南御有東下七柏大度丸俣原勢島薗田外外保崎内会町町町町町町町村田田村村村村村村村	一人
第	t	X	鳥志度尾	市 郡 郡 市	二 見 町	一人
第	八	<u>X</u>	熊 野 北 牟 婁 南 牟 婁	市郡郡		一人
滋	賀	県	大 津	市		
第	_	X	滋 賀 高 島	郡 郡		一人
<b>第</b>	=	X	草 津 粟 太 甲 賀	市郡郡		一人
<b>第</b>	Ξ	X	近 江 八 幡 野 洲 蒲 生	市 郡 郡		一人

第	四	区	彦 八神 愛犬 見根 市 知上 )	市市郡郡郡	一人
第	五	X	長 浜 坂 田 東 浅 井 伊 香	市郡郡郡	一人
	都	府		_	
{ 第	_	X	上 京 右 京	X X	二人
第	_	X	中 京	X	二人 人人 人 人 人
第	Ξ	X	左京	X	一人
第	四	X	東 山 伏 見	X X	一人
· 第	五	X	下 京	X	一人
			宇 治 乙 訓	市 郡	
(第	六	X	久 世	郡	一人
			綴喜	郡	
第	七	X	相綾亀何船南北桑の北京の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の	郡市市郡郡郡郡	一人
第	八	X	元 福 舞 天 加 宮 之 二 第 二 日 生 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	市市郡郡市	一人
第	九	X	与 中 竹 野 熊 野	郡郡郡郡郡	一人
大 第	阪 —	府 区	東淀川	X	一人
			旭	X	一人
第	_	X	都島	$\overline{X}$	一人
第	Ξ	X	大 淀 北 福 島 西 淀 川	X   X   X   X	一人

$\left\{ \right.$	第	四	X	城 東 生	東 成 野	<u>X</u> <u>X</u>		:	二人
$\left\{ \right.$	第	五	X	東 西 南 浪	速	X			一人
{	第	六	X	天 阿	王 子 倍 野	X X			一人
$\left\{ \right.$	第	t	X	東 住 西	住 吉 吉 成	X X X		<u>:</u>	二人
$\left\{ \right.$	第	八	X	大港此	正花	<u>X</u> <u>X</u>			一人
(	第 第	九 十	X X	堺 布 八	施 尾	市 市 市			一人
	第一	+ -	√⊠	松中	原河 内	市郡	加 美 村 巽 町 長 吉 村 瓜 破 村 矢 田 村		一人
				南 枚 守 寝	河 内 方 口 屋 川	郡市市市	志 紀 村		
	第一	+ =	. 🗵	北	河内	郡	庭大四南二門茨四南二門 河門 村村村 村町町町町		一人

第十三区	枚 阿 内 中 河 内 水 河 内	市市郡郡	高南柏曙水津交住四四田安安安町村町町村村町町町村村町町町村村町町町村村村町町町村村村村村村村村村村	一人
{ 第十四区	豊 中 池 田 豊 能	市 市 郡		一人
{ 第十五区	吹 田 茨 木 高 槻 三	市市市郡		一人

第十六区	富河南河内河内河南河河南河河南河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河	石磯山白河中赤千東登狭平黒丹丹日南北古駒西国埴高藤道川長田木内 阪早条美山尾山南比荘下下市谷浦分生鷲井明村村村村村村村村村村村町村村村村村村村村町町町町町町町村村村村村村村村村村	一人
第十七区	岸 和 田 市 泉 大 塚 野 泉 佐 野 郡 泉 南 郡		二人
第一区	東 灘 区 灘 区 葺 合 区 生 田 区		二人
第二区第三区	兵   庫   区     長   田   区		二人 一人 一人 二人 二人
{ 第 四 区	須   磨   区     垂   水   区		一人

٢			_	西	宮	市		
{	第	六	X	西 芦 宝	_ 屋 塚	· 市 市		一人
	第	t	X	川川有多	<b>%西辺馬紀</b>	市郡郡郡郡		一人
{	第	八	X	西多氷三	脇可上木	市郡郡市		一人
	第	九	区	小美加加加	·野囊東西古	市郡郡郡郡郡郡		一人
\ \[ \]	第	+	X	明加	古川	市市		<b>—</b> A
l				高	砂	市		一人 一人
ſ	第	+ -		姫 印	路 南	市 郡		一人
	第	+ =	X	神 朝 飾	崎 来 磨	郡 郡 都	飾 東 村 花 田 村 御国野村 四 郷 村 家 島 町	一人
(				佐	用	郡	<b>水 局 門</b>	
	第	+ =	X	飾	粟 磨	郡 都	置 塩 村 鹿 谷 村 菅 野 村	一人
				揖	保	郡	新宮町 林田町 太子町	
				龍相	野 生	市市		
$\left\{ \right.$	第	十四	X	赤 赤	穂 穂	市 郡		一人
				揖	保	郡	揖保川町 御 津 町	

			#	<u> </u>	
			豊 岡 城 崎	市	
- 44	十五	ᅜ		郡 郡	_ 1
わ	1 4		美 方 出 石	都	一人
			養父	郡	
			洲本	市	
第 -	十六	X	·/// 津 名	郡	一人
			津 名 三 原	郡	
<u> </u>	良	県			
			奈 良	市	
第	_	X	天 理 添 上	市	一人
215		_		郡	
			山辺	郡	
竿	_	ᅜ	大 和 郡 山 生   駒	市	1
第	_	X	北葛城	郡 郡	一人
			大和高田	市	
第	Ξ	X	高市	郡	一人
-1-		_	南葛城	郡	
22	m	<u> </u>	宇智	郡	ı
第	四	X	吉野	郡	一人
第	五	X	宇陀	郡	一人
			磯城	郡	^
歌	Щ	県	ゴロ 可ね 、)。	<del></del>	1
第	_	X	和 歌 山 海 南	市 市	一人 一人
第	=	X	海草	郡	一人
			橋本	市	
第	Ξ	X	伊都	郡	一人
			那 賀	郡	
			御 坊	市	
第	四	X	有 田	郡	一人
			日高	郡	
第	五	X	田辺まれま	市	一人
			西 牟 婁 新 宮	郡 市	一人 一人
第	六	X	新 宮 東 牟 婁	郡	一人

鳥	取	県					
第	_	X	鳥倉岩八気東	取吉美頭高伯	市市郡郡郡郡郡	泊 村 三 朝 村 関 金 町	二人
(			米 西	子 伯	市郡	東 郷 町	
第	Ξ	X	日東	野伯	郡郡	羽灘北栄大由東赤中合手条 誠良伯碕山町村町村村町町町町村	二人
島	根	県				1 4 13	
{ 第	_	X		江 支 <u>庁</u> f			一人
第	=	X	安 八 能	来 束 義	市 郡 郡		一人
第	Ξ	X	仁 大 飯	多 原 石	郡 郡 郡		一人
第	四	X	出 平 簸	雲 田 川	市 市 郡		一人
第	五	X	江大邇邑浜	津田摩智品	市 市 郡 郡		一人
(第	六	X	浜益那美鹿	田田賀濃足	市市郡郡郡郡		一人
		県区	166	7	HIS		

{	第	=	X	西 赤	大 磐	市郡	_	-人
{	第	Ξ	X	御上邑	津道久	郡 郡 郡	_	-人
{	第	四	X	和総吉	気 社 備 窓	郡市郡	_	-人
\ \ \				都小玉	窪田野泉	郡郡市		
Ì	第	五	X	児 児	島島	市 郡	_	-人
{	第	六	X	倉 玉	敷 島	市 市	_	-人
	第	七	X	笠井浅後	岡 原 口 月	市市郡郡	_	-人
$\left\{ \right.$	第	八	X	高新川上	梁 見 上 房	市市郡郡	_	-人
{	第	九	X	阿真久苫	哲 庭 米 田	郡郡郡郡郡	_	-人
$\left\{ \right.$	第	+	X	津 勝 英	山 田 田	市 郡 郡	_	一人
広		島	県					
	第	_	X	広	島	市		一人
٢	第	_	X	呉 安	芸	市 郡		-人
{	第	Ξ	X	安賀	茂	郡	Ξ	人
	第	四	X	大佐安山高	竹伯佐県田	市市郡郡郡郡		人
{	第	五	X	同二豐	原田	市郡	_	-人

↓ ◆第二六	; <b>区</b>	尾 道 因 島 松 永	市 市 市	一人
( { 第 七	; 🗵	御 調 福 山 沼 隈 安	郡 市 郡 郡	一人
第 第 八	. 🗵	府 芦 田 奴 世 羅	市 郡 郡 郡	一人
(	, 🗵	神 石 三 次 庄 原 双 三	郡 市 市 郡	一人
し 山 口	県	比 婆	郡	
€第一	· 🗵	山 口 吉 敷 厚 狭	市 郡 郡	一人
{第二	X	宇 部 小 野 田	市 市	一人
第三	X	下 関	市	一人
第四	∣⊠	美	市 市 郡 郡	一人
第五	X	萩 阿 武 美 禰	市 郡 郡	一人
第六	<u> </u>	防 府 佐 波 都 濃 徳 山	市 郡 郡 市	一人
第七	; 🗵	下 松 光	市 市 市	一人
第八	. X	熊毛	郡郡	-人 -人
第九		大 島 岩 国 玖 珂	市郡	
徳 島 { 第 一	県 区	徳 島 小 松 島	市 市	一人

ſ			鳴門	市	
}	第二		板 野 阿 波	部 郡	一人
			名 東	郡	
}	第三	Ξ 🗵	名 西 麻 植	郡 郡	一人
			勝浦	郡 郡	
{ }	第四		三 好	郡	一人
{	第三	ī 🗵	那 賀 海 部	郡 郡	一人
香	Ш	県			
ؤ }	第 -	- <u>X</u>	高 松 香 川 小 豆	市 郡 郡	二人
{	第二	<u> </u>	大 川 木 田	郡郡	一人
{	第三	E X	坂 出 綾 歌	市 郡	一人
{	第四	y X	丸 亀 善 通 寺 仲 多 度	市 市 郡	一人
{	第三五	ī 🗵	m シ 皮 観 音 寺 三 豊	市 郡	一人
愛	媛	県		HI <sup>-</sup>	
ĝ	第一	- <u>X</u>	松  山	市	一人
{	第二		新 居 浜	市	
(					一人
		_ 12	西 条 伊 予 三 島	市 計 市	一人
{	第三		西 条 伊 予 三 島 川 之 江 宇 摩	市 計 市 郡	一人
الله الله	第三		西 条 伊 予 三 島 川 之 摩 新 居	市 計 市 郡 郡	一人
		ΞΣ	西伊川宇新周今条三、摩居桑治	市 市 市 郡 郡 郡	一人 一人 一人
	第三第四	ΞΣ	西伊川宇新周今越条三 摩居桑治智	市 市 郡 郡 郡 市 郡	一人 一人 一人
{	第一四		西伊川宇新周今越伊伊条三 摩居桑治智予予	市市市市郡郡郡市郡市郡市郡市郡	一人
{			西伊川宇新周今越伊伊温上予之	市市市郡郡郡市郡市郡市郡郡郡郡郡	一人       一人       二人       二人
{	第一四		西伊川宇新周今越伊伊温上喜予之	市市市郡郡郡郡市郡市郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	一人
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	第一四		西伊川宇新周今越伊伊温上予之	市市市郡郡郡郡市郡市郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	一人

第	t	X	宇 和 島 市 東 宇 和 郡 北 宇 和 郡 南 宇 和 郡	二人
高 第	知 —	県 区	高知市	一人
第	=	X	土 佐 郡 吾 川 郡 長 岡 郡	一人
第	Ξ	X	安 芸 市 安 芸 郡 香 美 郡	一人
{第	四	X	須 崎 市 高 岡 郡	一人
第	五	X	中 村 市 宿 毛 市 土 佐 清 水 市	一人
し 福	岡	県	幡多郡	
第	<u> </u>	X	福岡市	二人
√ 第	_	X	小 倉 市	二人
	_	<u> </u>	門司市	<b>—</b> /\
第	Ξ	X	若 松 市 戸 畑 市	二人
			八幡市	
第	四	X	遠 賀 郡 宗 像 郡	一人
第	五	X	直 方 市 鞍 手 郡	一人
· 第	六	X	糟  屋  郡	<b>一人</b> 一人 一人
第	七	X	早 良 郡 糸 島 郡	一人
			筑 紫 郡 甘 木 市	
第	八	X	浮 羽 郡	一人
			新 · 坛 · 古	
第	九	X	山 田 市	二人
			嘉	
{ 第	+	X	三 井 郡	一人
第第第第	+ -	X	大 牟 田 市 三  池  郡	<b>一人</b> 一人

{	第十	_ 🗵	山	女女門	市 郡 郡		一人
	第十	≡ ⊠	巩三	川 川 後 瀦	市市市郡市		一人
	第十	四区	田行田京築	川 橋 川 都 上	市市郡郡郡郡		二人
<b>佐</b>	賀	県	集	賀	市		
{ :	第 -	- 🗵	佐	賀	郡		一人
{ :	第二	_ 🗵	鳥 三 神 多	栖 養 基 埼 久	市 郡 郡 市		一人
	第三	<b>E</b> 🗵	小 杵	城 島	郡 郡	北 方 町 大 町 町 江 北 町	一人
{ :	第 四	<u> </u>	伊	津 松 浦 萬 里	市 郡 市	, <u> </u>	一人
{ :	第 3	ī 🗵	. 武 · 西	雄 松 浦	市 郡		一人
			杵鹿藤	島島津	郡市郡	山 内 村	
	第一方	<b>∀</b> ⊠	杵	島	郡	橋 須 六白 福 北南有 日 相村村村町村村町村村町村村町村村村町村村村村村村村村村村村村村村村村村村村	一人

長	崎	県				
第	_	X	長 崎 西 彼 杵	市郡	茂 木 町 香 焼 村 伊王島村 高 島 町 野母崎町 三 和 町	二人
第		X	西 彼 件 世 保	郡	東多長時村長亀大瀬西大崎江平大外三式	一人
第	Ξ	X	平 戸 松 浦 北 松 浦 諫 早	市市市郡市		二人
第	四	X	大 村 北 高 来 東 彼 杵	市 郡 郡		一人
<b>第</b>	五	X	島原南高来	市郡		一人
{ 第	六	X	福江南松浦	市郡		一人
第熊	七 本	区県	壱 岐 対島支庁電	郡		一人
第	<del>-</del>	区	熊 本 飽 託 宇 土	市 郡 郡		二人

第	=	X	荒     尾     市       玉     名     郡	一人
第	Ξ	X	山 鹿 市 鹿 本 郡 菊 池 郡 阿 蘇 郡	二人
第	四	X	上 益 城 郡 下 益 城 郡	一人
第	五	X	八 代 市 八 代 郡	一人
第	六	X	水     俣     市       本     渡     市       牛     深     市       葦     北     郡       天     草     郡       人     吉     市	二人
第	七	X	ス 中 品 人 吉 市 球 磨 郡	一人
大	分	県		
{ 第	_	X	大 分 市 別 府 市	一人
第	=	X	鶴   崎   市     大   分   郡     北   海   部	一人
第	Ξ	X	臼 杵 市 佐 伯 市 津 久 見 市 南 海 部 郡	一人
第	四	X	竹 田 市 大 野 郡 直 入 郡	一人
第	五	X	日 田 市 日 田 郡 玖 珠 郡	一人
第	六	X	中 津 市 下 毛 郡 宇 佐 郡	一人
第	t	区	豊 後 高 田 市 杵 築 市 西 国 東 郡 東 国 東 郡 速 見 郡	一人
宮	崎	県		
第	_	X	宮 崎 市 宮 崎 郡	一人
第	=	X	宮 崎 市 宮 崎 郡 児 湯 郡	一人 一人

{	第	Ξ	X	延 日 東 西	岡 向 臼 杵 臼 杵	市市郡郡		二人
	第	四	区	I都小東北西	I 城林県県県県県県	市市郡郡郡郡		二人
{	第	五	X	[日 串 南	南 間 那 珂	市市郡		一人
鹿	児	島	県					
{	第	_	X	鹿 鹿 熊	児島 児島	市郡郡		二人
	第	=	区	枕指加揖川日	崎 宿 世 宿 辺 置	市市市郡郡郡		二人
	第	Ξ	X	1川串阿出薩出	木久 木久 摩水	市市市市郡郡		二人
	第	四	X	大国伊姶囎	口分佐良唹	市市郡郡郡郡		二人
}	第	五	X	肝	属	郡	百引村	一人
	第	六	X	鹿肝	屋属	市郡	垂 水 町 東東内高吾大根田佐 町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	一人
<u>}</u>	第	七	X	名 大 !	瀬 島支庁管	市		一人
		附!	則	,	~ <i>~</i> /3 E	, , ,		

- 1 この法律は、次の衆議院議員の総選挙の公示の日から施行する。
- 2 昭和三十年四月二日以後この法律施行の日の前日までに行われた市区町村の廃置分合、 境界変更その他の理由に基く改正後の公職選挙法別表第一に定める選挙区の区域の異動 については、改正後の同法第十三条第二項から第五項までの例による。
- 3 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

# 理由

健全な民主政治の基盤として選挙が適正に行われることを確保するため、衆議院議員の 選挙について小選挙区制を採用する必要がある。これが、この法律案を提出する理由であ る。 この法律施行に要する経費 総額 約七千万円